

環境ビジョン 2

安全・安心・快適なまち

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかにくらすことのできる生活環境は、持続可能な地域社会を実現するための基盤となる重要な要素です。

本市は、東海地震、東南海・南海地震といった予測される大地震に係る地震防災対策地域であり、効果的・効率的な被害軽減策が求められています。さらに事業活動、家庭生活等に伴う公害苦情等の未然防止体制の強化を行う必要があります。

そのためには、地域が一体となり、早急かつ的確に行わなければなりません。

また、地球環境問題の深刻化により、自動車利用に係る環境負荷の低減や公共交通システムの向上といった交通政策にも取り組む必要があります。

これらは、奥三河地域の都市拠点としての市街地整備、少子高齢化対策、交通安全や防犯対策等のまちづくりと連動して行うことで、環境面だけでなく、まちの賑わいや地域の活性化へと進展していきます。

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 防災

●災害対策

【防災体制の連携強化】

《消防力の強化》

「消防組織」

①常備消防力の強化

消防車両や活動資機材の整備、増強や備蓄を計画的に進め、消防力の強化拡充に努めています。また、併せて消防職員の資質の向上と人材育成を行い、災害の的確な対応と災害等による被害の軽減に努めています。

今後も消防施設設備整備の促進により、消防体制力の確立に努めていきます。

②消防団機能の強化

消防団は、市民に対する出火防止の広報、地震等災害に関する広報、初期消火、救助活動、常備消防隊に協力しての火災防御、避難勧告・指示の伝達および誘導、情報の収集および伝達をその任務としています。このため、これらの行使に必要な活動資機材の整備、充実を図るとともに、訓練の実施等により質的向上を図っています。

《広域応援体制の整備》

地震災害の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、県、市の各機関は応急活動および復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より広域的な応援体制の整備を図ることとしています。

「広域応援協定」

市域にかかる災害について適切な受援措置を講ずるため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、その応援内容についてあらかじめ相互に応援協定を締結し、実施体制を確立していきます。

「救援隊等による協力」

①緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊について、その充実強化を図るとともに、実践的な訓練などを通じて消防活動能力の向上に努めています。

②広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めています。

③愛知県内広域消防相互応援協定

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。



《防災学習ホール》

市消防防災センター（平井地内）の1階に「防災学習ホール」が整備され、平成20年4月6日（日）から一般市民向けにオープンしました。この防災学習ホールは、市民の皆さんが自分の住む地域、そして「我が家」が災害時にどのような状況に置かれるのかを学び、災害への備えを日常生活で実践するきっかけを提供しています。



新城市消防防災センター



防災学習ホール

【地域自主防災の推進】

大地震が発生した場合は、交通機関などの途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想されます。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織において、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難などを組織的に行うことが重要です。また、自主防災組織の活動は、東海地震に関連する情報の正確な伝達、混乱の発生防止などについても大きな役割を果たすものと考えられます。

このため市は、住民による自主防災組織の育成に努めるとともに、地域の施設および事業所並びに公的団体等と有機的な連携を図ります。

その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織および防災関係機関などのネットワーク化の推進に努めています。

《自主防災組織活動》

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めています。

市内全地区に149の自主防災会が組織され、地域に密着した活動が展開されています。過去の大規模災害の例を見ても、自主防災会の果たす役割は重要であり、特に救助活動、災害時要援護者の安否確認などの初期対応には自主防災組織はなくてはならない存在です。

毎年8月には、自主防災体制の強化を主眼に、「自らの地域は自ら守る」という防災意識の醸成と自主防災会の会員相互の連携強化、協力体制の確立を目的に、地震防災訓練を行っています。



避難所への避難訓練



炊き出し訓練



救急救護訓練

《新城市防災ボランティア登録制の活用》

市は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地にボランティアによる支援の意思のある個人またはグループを募集し「新城市防災ボランティア」として登録し、災害時における物資の輸送・整理、避難者の生活支援、避難所の管理・運営補助、給食・給水サービス、災害時要援護者への支援などの協力を要請します。

《防災ボランティアコーディネーター》

大規模な災害が発生したとき、市が設置するボランティア支援本部で、各地から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズ（求めていること）を把握し、適材適所へボランティアを派遣する「被災者とボランティアのパイプ役」です。

《新城市防災ボランティアの会》

設立：平成15年4月

会員：消防団OBで組織されている3団体と、アマチュア無線の会、個人会員等

会員数：122人

活動内容：①演習訓練

②各種防災セミナー受講

③被災地での支援活動

◇平成20年度新城市防災ボランティアの会事業実績

| | 日付 | 会場 | 事業名 | 参加者 |
|---|-----------|----------|-------------------------------------|-----|
| 1 | 4月24日（木） | 消防防災センター | 第1回役員会 | 7人 |
| 2 | 5月10日（土） | 消防防災センター | 第1回定例会 | 29人 |
| 3 | 6月25日（水） | 消防防災センター | 第2回役員会 | 8人 |
| 4 | 7月5日（土） | 消防防災センター | 第1回演習訓練 内容：①テント設営訓練 ②炊き出し訓練ほか | 28人 |
| 5 | 9月18日（木） | 消防防災センター | 第3回役員会 | 8人 |
| 6 | 10月25日（土） | 作手地内 | 避難所等見学会 | 16人 |
| 7 | 2月21日（土） | 蒲郡市民会館 | 東三河地震防災セミナー | 19人 |

2 公害

●公害等の未然防止

【公害を未然に防ぐ体制強化と連携】

《公害苦情等の状況》

平成20年度の公害・苦情等の申し出件数は118件ありました。件数の内訳は、不法投棄が一番多く42件、次いで野焼きが26件でした。

典型7公害では、騒音に関するものが5件、水質汚濁に関するものは8件で、水質汚濁に関するもののうち、特に緊急を要する油の流出などによるものが8件ありました。

市町村合併により市域が大幅に拡大した本市は、豊川や矢作川の上流域としてすばやい対応を行う横断的な組織体制の強化が求められます。

◇公害・苦情等発生件数（平成20年度）

| 公害苦情の種類 | | 件数 | 公害苦情の種類 | | 件数 |
|---------|------|----|---------|----------|----|
| 典型7公害 | 大気汚染 | 26 | 典型7公害以外 | 不法投棄 | 42 |
| | 水質汚濁 | 8 | | 雑草の繁茂 | 4 |
| | 土壌汚染 | | | 害虫等の発生 | 9 |
| | 騒音 | 5 | | 野良猫 | 1 |
| | 振動 | | | 動物の死骸 | 3 |
| | 地盤沈下 | | | 野生動物等の保護 | 2 |
| | 悪臭 | 11 | | その他 | 7 |
| 計 | 50 | 計 | 118 | | |

《騒音・振動に係る届出》

生活環境の保全、人の健康の保護の観点から、特定施設（著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場）の設置および特定建設作業（著しい騒音・振動を発生する作業）の実施については、騒音規制法、振動規制法および県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要です。法律による届出の対象地域は、新城地区が該当します。

特定施設の設置届出

◇騒音に係る特定施設（平成20年度）

| 施設の種類 | 法律 | | | 県条例 | | |
|--------------------|----|----|-----|-----|-----|-----|
| | 設置 | 変更 | 総数 | 設置 | 変更 | 総数 |
| 1. 金属加工機械 | 1 | | 166 | 16 | -11 | 217 |
| 2. 空気圧縮機械等 | 7 | | 321 | 41 | 19 | 539 |
| 3. 土石用破砕機等 | 1 | | 3 | | | 11 |
| 4. 織機 | | | 6 | | | |
| 5. 建設用資材製造機械 | 1 | | 3 | 1 | | 7 |
| 6. 穀物用製粉機 | | | 61 | | | |
| 7. 木材加工機械 | | | 35 | | | 45 |
| 8. 抄紙機 | | | | | | |
| 9. 印刷機械 | | -1 | 9 | | | 5 |
| 10. 合成樹脂用射出成形機 | | | 20 | 1 | | 12 |
| 11. 鋳型製造機 | | | 9 | | | |
| 12. ディーゼル・ガソリンエンジン | — | — | — | 12 | 8 | 70 |
| 13. 送風機および排風機 | — | — | — | 1 | | 276 |
| 14. 走行クレーン | — | — | — | 6 | | 15 |
| 15. 洗びん機 | — | — | — | | | |

| | | | | | | |
|-----------|----|----|-----|----|----|-------|
| 16. 真空ポンプ | — | — | — | | | 14 |
| 施設の合計 | 10 | -1 | 633 | 78 | 16 | 1,211 |
| 工場等の実数 | 8 | 2 | 107 | 15 | 9 | 165 |

◇振動に係る特定施設（平成20年度）

| 施 設 の 種 類 | 法律 | | | 県条例 | | |
|--------------------|----|----|-----|-----|----|-------|
| | 設置 | 変更 | 総数 | 設置 | 変更 | 総数 |
| 1. 金属加工機械 | | | 223 | 10 | -6 | 152 |
| 2. 圧縮機および冷凍機 | 7 | | 188 | 39 | 12 | 598 |
| 3. 土石用破砕機等 | 1 | | 9 | | | 15 |
| 4. 織機 | | | | | | 12 |
| 5. コンクリートブロックマシン等 | | | 4 | | | 1 |
| 6. 木材加工機械 | | | 4 | | | |
| 7. 印刷機械 | | | 7 | | | 1 |
| 8. ゴム練用ロール機等 | | | 19 | | | 4 |
| 9. 合成樹脂用射出成形機 | | | 26 | | | 11 |
| 10. 鋳型製造機 | | 1 | 10 | | | |
| 11. 穀物用製粉機 | — | — | — | | | |
| 12. ディーゼル・ガソリンエンジン | — | — | — | 4 | | 64 |
| 13. 送風機および排風機 | — | — | — | 1 | 8 | 390 |
| 合 計 | 8 | 1 | 490 | 54 | 14 | 1,248 |
| 工場の実数 | 6 | 2 | 73 | 9 | 9 | 141 |

特定建設作業の届出

◇騒音に係る特定建設作業（平成20年度）

| 施 設 の 種 類 | 法律 | 県条例 |
|-------------------------|-----|-----|
| 1. くい打機等を使用する作業 | 4 | 2 |
| 2. びょう打機を使用する作業 | | |
| 3. さく岩機を使用する作業 | 17 | 27 |
| 4. 空気圧縮機を使用する作業 | 14 | 29 |
| 5. コンクリートプラント等を設けて行う作業 | 2 | 1 |
| 6. バックホウを使用する作業 | 75 | |
| 7. トラクターショベルを使用する作業 | 1 | |
| 8. ブルドーザーを使用する作業 | 28 | 188 |
| 9. 建造物を動力・火薬等で解体・破壊する作業 | — | 4 |
| 10. コンクリートミキサー等を使用する作業 | — | 184 |
| 11. コンクリートカッターを使用する作業 | — | 83 |
| 12. ディーゼルエンジン原動機を用いる作業 | — | |
| 13. ロードローラー等を使用する作業 | — | 226 |
| 合 計 | 141 | 744 |

◇振動に係る特定建設作業（平成20年度）

| 施 設 の 種 類 | 法律 | 県条例 |
|------------------|----|-----|
| 1. くい打機等を使用する作業 | 4 | 3 |
| 2. 鋼球を使用して破壊する作業 | | |
| 3. 舗装版破砕機を使用する作業 | 1 | 7 |
| 4. ブレーカーを使用する作業 | 30 | 56 |
| 合 計 | 35 | 66 |

《悪臭関係工場等の届出》

悪臭を発生させる工場等は、県民の生活環境の保全等に関する条例により、毎年悪臭物質の排出状況などについて届出をすることになっています。

◇平成 20 年度の届出状況

| 施設の種類 | | 届出件数 |
|---------|-------|------|
| 畜産農業 | 豚房施設 | 6 |
| | 牛房施設 | 24 |
| | 鶏飼育 | 11 |
| | うずら飼育 | 1 |
| | 小 計 | 42 |
| ゴム製品製造業 | | 2 |
| し尿処理施設 | | 1 |
| ごみ処理場 | | 5 |
| 合 計 | | 50 |

《悪臭防止法に基づく規制方式および規制地域の変更》

市では、これまで悪臭防止法による規制を分析機器により測定する「物質濃度規制」により行ってきましたが、近年、生活様式が変化し、物質濃度規制では効果が現れない複合臭等の悪臭原因物質への対応が求められるようになりました。そこで、平成21年3月1日から、悪臭の規制方法を人間の嗅覚を用いて測定する「臭気指数規制」に変更しました。また、これに併せて、規制地域を旧新城地域から市内全域としました。

(臭気指数規制とは)

臭気指数規制は、近年の悪臭苦情に対応した規制として平成7年に導入されました。臭気指数は、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気を感じられなくなるまえ希釈したときの希釈倍数（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。

(規制地域の区分)

土地の利用状況や悪臭に対する順応性を考慮して、規制地域を3つに区分します。

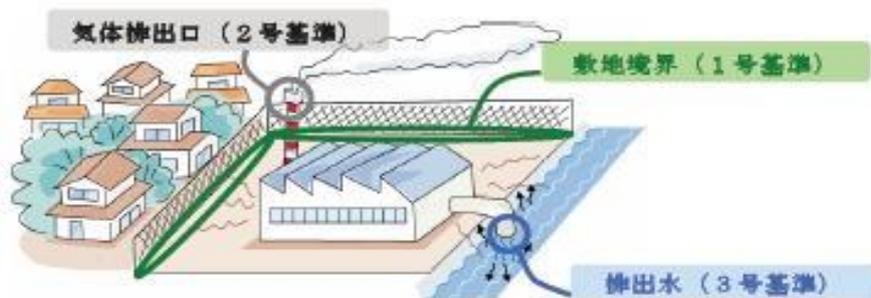
| 地域区分 | 内容 | 区分 |
|-------|---|--|
| 第1種地域 | 専ら住居の用に供されている地域のような悪臭に対する順応のみられない地域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域 |
| 第2種地域 | 第1種地域と第3種地域の間位置する地域 | 近隣商業地域、商業地域 準工業地域 |
| 第3種地域 | 主として、工業の用に供されている地域 その他、悪臭に対する順応のみられる地域 | 工業地域、工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外の地域 |

(規制基準)

規制基準は、規制地域の区分および採取地点である敷地境界線(1号基準)、気体排出口(2号基準)、排出水(3号基準)の3点でそれぞれに各基準が定められています。なお、気体排出口および排出水の規制基準は敷地境界の基準をもとに定めています。

| 区分 | 臭気強度 | 第1号規制基準 敷地境界線上 | 第2号規制基準 | 第3号規制基準 |
|-------|------|-------------------|---------|---------|
| 第1種地域 | 2.5 | 12 | ※ | 28 |
| 第2種地域 | 3.0 | 15 | ※ | 31 |
| 第3種地域 | 3.5 | 18 | ※ | 34 |

※悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出



臭気濃度（希釈倍率）と臭気指数の関数

| 臭気濃度 | 臭気指数 | 臭気の状態 | ※臭気濃度とは、希釈倍率のことをいい、臭気指数は次の数式で算出します。 臭気指数=10×Log(臭気濃度) |
|------|------|---------------|--|
| 10 | 10 | ほとんどの人が気にならない | |
| 16 | 12 | 気をつければ感じるにおい | |
| 32 | 15 | 気をつければ感じるにおい | |
| 64 | 18 | 楽に感知できるにおい | |

《環境保全協定の締結》

新城市は、昭和48年から市内で操業する企業と「公害防止協定」の締結を進めてきましたが、協定締結開始からかなりの年月が経過し、市や企業を取り巻く環境も大きく変化してきたため、協定内容の見直しを行い「環境保全協定」として再締結いたしました。

環境保全協定は従来の公害防止協定に「地球温暖化防止」や「周辺住民とのコミュニケーション」などを盛り込み、環境汚染の未然防止および環境保全に関する活動の推進に取り組むことを目的としています。

◇環境保全協定締結事業所（平成20年度末現在）

| 公害防止協定締結事業所名 | 地区 | 業種 |
|-------------------------|----|---------------|
| 株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場 | 新城 | 非鉄金属再生業 |
| 横浜ゴム株式会社 新城工場 | 新城 | ゴム製品製造業 |
| バルカーセイキ株式会社 | 新城 | 非鉄金属・金属製品製造業 |
| 株式会社トンゴ鉛筆 新城工場 | 新城 | 事務用品製造業 |
| コマツハウス株式会社 | 新城 | 鋼鉄製構造物製造業 |
| 日本特殊パイプ株式会社 | 新城 | 金属製品製造業 |
| 株式会社育良精機製作所 愛知新城工場 | 新城 | 電気部品加工業 |
| 光田屋株式会社 | 新城 | 洗濯業 |
| 中部鍛工株式会社 | 新城 | 鍛造製品製造業 |
| サミット昭和アルミ株式会社 新城工場 | 新城 | 非鉄金属再生業 |
| 共和レザー株式会社 新城工場 | 新城 | 車輛用レザー製造業 |
| セツカートン株式会社 | 新城 | ダンボール紙製造業 |
| 夏目金網工業株式会社 | 新城 | 鋼鉄製構造物製造業 |
| 株式会社相原製作所 | 新城 | 金属製品製造業 |
| 藤光工業株式会社 | 新城 | 木材・木製品製造業 |
| 新東工業株式会社 新城製作所 | 新城 | 一般産業用機械装置製造業 |
| スミリン農産工業株式会社 新城工場 | 新城 | 有機培土・肥料製造業 |
| 株式会社エヌシーシー・ファクトリー | 新城 | 自動二輪車車関連部品製造業 |
| 株式会社イノアックコーポレーション 八名事業所 | 新城 | 自動車関連部品製造業 |
| 中部丸筒株式会社 新城工場 | 新城 | 丸・角紙管製造業 |
| 大森木材株式会社 新城工場 | 新城 | 建築用木製組立材料製造業 |
| 三菱電機株式会社名古屋製作所 新城工場 | 新城 | 電動機製造 |
| 三共アグロ株式会社 新城工場 | 新城 | 農業薬品製造 |

| | | |
|----------------------------|----|---------------------|
| イズテック株式会社 新城工場 | 新城 | 荷役運搬機械器具製造業 |
| 株式会社大仙 新城工場 | 新城 | 金属製品製造業 |
| オーエスジー株式会社 新城工場 | 新城 | 金属製品製造業 |
| オーエスジー株式会社 八名工場 | 新城 | 金属製品製造業 |
| 株式会社イノアックコーポレーション 新城事業所 | 新城 | 自動車関連部品製造業 |
| BASF INOAC ポリウレタン株式会社 本社工場 | 新城 | 化学工業実験 |
| 株式会社シンシロケーブル | 新城 | 電線ケーブル製造業 |
| 横浜ゴム株式会社 新城南工場 | 新城 | ゴム製品製造業 |
| 三河材流通加工事業協同組合 | 新城 | 木材流通 |
| 株式会社新晃製作所 新城AD工場 | 新城 | 工業用パッキン製造 |
| 宇都宮工業株式会社 新城工場 | 新城 | 住宅部品製造業 |
| 知多産業運輸株式会社 | 新城 | 倉庫保管業 |
| 株式会社アイセック | 新城 | 家庭科教材製造販売業 |
| 株式会社 動研 | 新城 | 自動車部品等製造業 |
| 株式会社 ホウセン | 新城 | 産業用機械設計・製作業 |
| 山崎産業株式会社 | 新城 | 回転機械のメンテナンスとクレーンの製造 |
| ユアサ工機株式会社 | 新城 | 金属加工 |
| 大高精工株式会社 | 新城 | 金属製品製造業 |
| 株式会社 水嶋 | 作手 | 非鉄金属再生業 |
| 株式会社 高木製作所 | 作手 | 自動車関連部品製造業 |

《新城市クリーンセンターおよびその周辺のダイオキシン類調査》

市では、クリーンセンターからの排気ガスと焼却灰を埋立て処理する有海埋立処分場、クリーンセンター周辺地区において、ダイオキシン類調査を実施しています。

「調査地点」



「調査状況」

単位 (TEQ=毒性等量)

土壌 : pg - TEQ/g 大気 : pg - TEQ/m³ 水質 : pg - TEQ/リットル 底質 : pg - TEQ/g

| 調査項目・地点 | | 環境基準 | 測定値 | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|-----|
| | | | 稼動前 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 土壌 | No.1 | 1,000 | 3.1 | | | 6.1 | | | | | 9.5 |
| | No.2 | | 2.3 | | | | 0.34 | | | | |
| | No.3 | | 2.5 | | | 11.0 | | | | | 4.2 |
| | No.4 | | 6.0 | 3.3 | | | | | 8.1 | | |
| | No.5 | | 5.4 | 2.2 | | | | | 2.1 | | |
| | No.6 | | 0.65 | | | | 0.32 | | | | |
| | No.7 | | 4.7 | 2.3 | | | | | 5.5 | | |
| | No.8 | | 13.0 | | | | | 8.5 | | | |
| | No.9 | | 2.6 | | | 0.72 | | | | | 0.8 |
| | No.10 | | 18.0 | | | | | 12 | | | |
| | No.11 | | 1.8 | | | | 1.6 | | | | |
| | No.12 | | 4.2 | | 5.4 | | | | | 5.3 | |
| | No.13 | | 3.5 | | 5.1 | | | | | 7.5 | |
| 大気 | | 0.6 | 0.035 | 0.16 | | | | 0.014 | | | |
| 水質 | | 1.0 | 0.028 | | 0.076 | | | | 0.067 | | |
| 底質 | 樋田川 | 150 | 0.15 | | | 0.83 | | | | 1.4 | |
| | 豊川 | | 0.04 | 0.076 | | 0.083 | | | | 0.28 | |

◇クリーンセンターのダイオキシン類検査結果

TEQ=毒性等量

| | 排ガス (ng - TEQ/m ³ N) | | ばいじん (ng - TEQ/g) | | 焼却灰 (ng - TEQ/g) | |
|-----|---------------------------------|-----------|-------------------|-------|------------------|---------|
| | 1号炉 | 2号炉 | 1号炉 | 2号炉 | 1号炉 | 2号炉 |
| 基準値 | 5 | 5 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| H13 | 0.018 | 0.020 | 0.15 | 0.16 | 0.014 | 0.00019 |
| H14 | 0.00012 | 0.000021 | 0.33 | 0.80 | 0.00022 | 0.00064 |
| H15 | 0.00054 | 0.0000043 | 0.086 | 0.23 | 0.00012 | 0.00044 |
| H16 | 0.051 | 0 | 0.16 | 0.23 | 0.0002 | 0 |
| H17 | 0.000014 | 0.000016 | 0.52 | 0.16 | 0.0015 | 0.00090 |
| H18 | 0.0000063 | 0.0056 | 0.12 | 0.12 | 0.00043 | 0 |
| H19 | 0.0013 | 0.00033 | 0.89 | 0.06 | 0 | 0 |
| H20 | 0.00081 | 0.0032 | 0.080 | 0.052 | 0 | 0 |

※1 : バグフィルターで捕集された灰 (一般的には「飛灰 (ひばい)」と呼ぶ)

※2 : ストーカーに残った灰 (一般的には「燃え殻 (もえがら)」と呼ぶ)

◇有海埋立処分場ダイオキシン類測定結果

基準値 放流水 : 10pg - TEQ/リットル以下

地下水 : 1pg - TEQ/リットル以下

※単位 : pg - TEQ/リットル (TEQ=毒性等量)

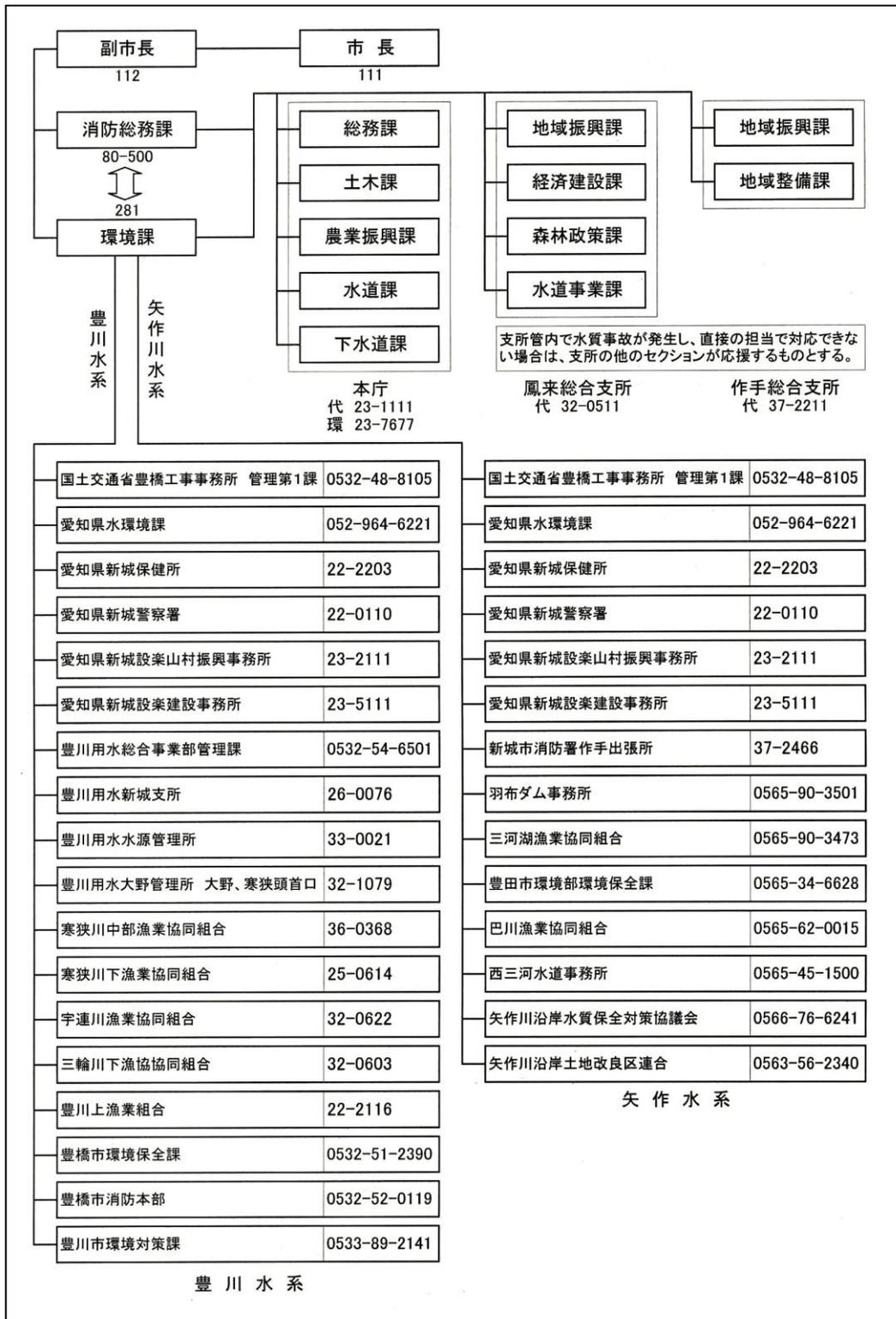
| | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|----------|-------|
| 放流水 | 0.00073 | 0.00012 | 0.000075 | 0.000040 | 0.00015 | 0.00098 | 0.000040 | 0.018 |
| 地下水1 | 0.00029 | 0.051 | 0.051 | 0.057 | 0.065 | 0.022 | 0.093 | 0.038 |
| 地下水2 | 0.56 | 1.0 | 0.062 | 0.29 | 0.069 | 0.026 | 0.12 | 0.045 |

【意識の高揚】

《河川水質汚濁緊急対策》

市内の河川等における水質汚濁事故発生に伴い、市民および豊川下流流域の人の健康および生活環境の保全並びに自然・生態系への影響等に重大な支障をきたさないよう、適切な措置を効果的に進めるため、関係各課相互の連絡調整を図ることを目的とした「新城市河川等水質汚濁緊急対策要綱」並びに「新城市水質汚濁対策連絡会」を設置しました。

「新城市河川等水質汚濁緊急時連絡網」(平成20年4月1日現在)



3 生活空間

●まちづくり交通政策

【公共交通機関の利用促進】

《新城市地域公共交通総合連携計画》

市では、総合計画で目指すまちの将来像「市民がつなぐ山の湊創造都市」を支える公共交通づくりのため、既存路線の維持というこれまでの考え方を改め、市民にとって満足度の高い、新たな公共交通システムの構築に向けて本気で取り組むことを念頭に、「新城市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

「連携計画の目標」：市は、これまでの既存バス路線の維持を基本とした方針を改め、より住民にとって利便性が高く、かつ効率的な公共交通を作り上げるため、6つの推進ポイントを着実に実行することで、住民に親しまれ、住民が支え、住民にとって便利な公共交通網を構築します。



新公共交通システム推進の6つのポイント

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 運行形態・路線網の検討 | 4. バス関連施設の整備 |
| 2. ニーズの把握と反映 | 5. 地域・利用者の参画 |
| 3. 利用しやすい料金体系 | 6. 積極的な情報提供 |

「連携計画の計画期間」：計画期間は10年間（平成20年度から平成29年度）とし、計画の実現を目指します。

「協議会の設置」：法定協議会として位置づけた新城市地域公共交通会議を設置しました。

《新城市地域公共交通会議》

市は、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策および地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、「新城市地域公共交通会議」を設置しています。

「協議内容」

1. 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
2. 新城市が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
3. 新城市の公共交通政策の推進に関する事項
4. 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

《ラッピングバス運行開始》

作手地域の市営バスに、ラッピングバスといって車体の全面に絵がはってあるバスの運行を開始しました。ラッピングの絵は、すべて作手の子どもたちが描いてくれたもので、テーマは「作手の自慢」。きれいな花や川を泳ぐ魚、かわいい動物、新鮮な野菜など、子どもたちの自慢が、車いっぱい描かれています。

「つくであしがる線」は、小学校5年生と6年生の子どもたちの絵の中から、さまざまなデザインを選んで、図柄にしてあり、どの絵も力作ばかりで、見ていても楽しくなるバスになりました。



●防犯対策

【犯罪を未然に防ぐ環境整備】、【防犯組織・体制づくり】

“安全・安心して快適に暮らすことのできるまちづくり”を行うためには、私たちのまちづくりに対する“自覚と行動”が必要です。また、市民や各事業所、市等がそれぞれ協働して、積極的に取組みを行うことが不可欠です。

このため、市ではその実現に向け、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づいて、市民・事業所・市等の行動主体ごとの取組事項・取組方向を示した、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」を作成しました。この行動計画に沿って“市民総ぐるみのまちづくり運動”を展開していきます。

《取組項目》

(安全・安心なまちづくり)

1. 犯罪の防止に関すること
2. 地域防犯力の向上
3. 犯罪が起きない生活環境づくり
4. 子どもの安全確保
5. その他安全・安心なまちづくりに関すること

(快適なまちづくり)

1. ごみのポイ捨て等の防止に関すること
2. ペット（動物）の適正な管理に関すること
3. 喫煙者のモラルに関すること
4. 空地および空家の適正な管理に関すること
5. 落書き等の防止に関すること
6. その他快適なまちづくりに関すること

《安全・安心なまちづくり総決起大会》

平成20年10月18日(土)、市役所東庁舎隣駐車場で「安全・安心なまちづくり総決起大会」が開催されました。

この大会は、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づいて、私たちのまちから犯罪や事故などをなくし、市民の皆さんが安心して快適に暮らすことのできる安全な地域社会の実現をめざして実施されました。

大会では、防犯活動や交通事故防止活動など、長年にわたり安全・安心なまちづくりのためにご尽力をいただいた皆さんに、市長から感謝状が贈呈されました。その後参加者全員により大会宣言を斉唱し、市民総ぐるみの協働のまちづくりを誓い合いました。

《こども110番バス》

市では、安全・安心なまちづくり事業の一環として、児童等の安全確保を目的として市内を走る路線バスおよび市営バス等を活用し、平成20年7月7日から「こども110番バス」を運行しました。

このバスには、正面および乗車口に「こども110番バス」であることをシールで表示し、児童等が身に危険を感じたときに助けを求めたり、運転手が必要と判断したときは、バス内に児童等を一時的に保護して警察に通報するなどの措置がとられます。



《落書き消し隊による快適なまちづくり》

市内の国・県道および市道のよう壁や地下道のほか公共トイレなどの公共施設には、心無い人達によりスプレーペンキなどによる落書きが行われています。

こうした悪質な落書きは、市民や市を訪れた方々に不安や不快感を与えると同時に、地域犯罪への結びつきが懸念されています。

市では、安全・安心なまちづくり事業の一環として、このような落書きの消去を自主的に行っていたくボランティアを募集したところ大勢の方々から応募をいただきました。

この落書き消し隊の活動により、市内の公共施設への落書きは大変少なくなりましたが、まだまだ後を絶ちません。落書き消し隊の活動は、これからも続けていきます。

